

## 児童等利用施設電気料金高騰に係る緊急支援のための 危機管理調整費の活用について

国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の方針を踏まえ、児童等利用施設では、「コロナの感染急拡大」や例年にない「猛暑による熱中症」へ対応するため、換気を行いつつ空調を高頻度で使用せざるを得ず、電気料金の高騰も相まって施設運営に影響を及ぼしている。

こうした状況を踏まえ、利用者への適切なサービスを確保するため、国の対策に先立ち、県独自の緊急支援を実施する。

### (1) 対象施設

児童等利用施設 125施設  
(保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設等)  
※社会福祉法人や特定非営利活動法人など設置目的が、「公益性」と「非営利性」を備えている法人の施設とし、公立施設は除く。

### (2) 支援内容

- ・「一時金」として申請に基づき支給
- ・支援額は7、8月分(対前年比)の「電気代高騰分」を基に影響額を積算
- ・支援額は、施設種別ごとに「影響額の平均に対し、半額程度」

### (3) 事業費

1,500万円(危機管理調整費)